

【群馬】

渋川のガス業者に登録取り消し処分 ポンベの保管怠る

2017年1月13日

渋川市のプロパンガス業者が液化石油ガス法で定められた容器(ボンベ)の保管を怠っていたとして、県が同法に基づいて販売事業登録を二月十日付で取り消す行政処分をしたことが十二日、分かった。事業登録取り消し処分は県内で初めて。渋川市や周辺自治体に計約七百の顧客を抱えているとみられ、県は販売ができなくなる二月十日以降にガスが突然止まる恐れがあるとして消費者らに注意を呼び掛けている。(菅原洋)

県によると業者は同市中郷の「群馬ホームガス」で処分は今年十日付。二〇〇二年に事業登録していた。

県が一昨年末に同法に基づいて立ち入り検査したところ、同社の敷地内に複数のボンベが露天状態で置かれていた。同法では、ボンベは安全性を確保するため、不燃・難燃性の屋根を持ち、消火設備を備えるなどした貯蔵施設への保管を義務付けている。

県は昨年九月に同法に基づく改善命令を出すなど行政指導を繰り返した。昨年十月には聴聞を開き、同社は改善命令などに不服がある旨を主張したという。しかし、県が聴聞の数日後、同社敷地をあらためて確認したところ、ボンベは露天状態で置かれたままで証拠写真も撮影したという。

プロパンガスは業者がガスを満したボンベを車に積んで顧客を回り、ガスが減ったボンベと交換して販売する。顧客が留守の場合も交換し、交換に気付かない顧客も多いという。

行政処分により、同社は二月十日以降にボンベを交換できなくなる。このため、顧客が処分を知らずに別の業者と新たな契約をしていない場合、ボンベが知らないうちにガス切れとなり突然ガスが使えなくなる恐れがある。

同社が加盟する県LPガス協会(前橋市)は取材に対し「協会の会員がこうした事態を起こしたことは、あってはならず、真摯(しんし)に反省している」と謝罪。今後について「他の会員には再発防止を呼び掛ける。顧客へのガスが止まらないように、協会としてしっかり対応したい」と話した。

本紙は同社に取材を試みたが、締め切りまでに回答はなかった。

問い合わせは、同協会お客様相談所＝フリーダイヤル0120(480)481＝へ(平日の午前八時半～午後五時)。

液化石油ガス販売事業登録の取消しについて

下記事業者について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第26条の規定により、同法第3条第1項の液化石油ガス販売事業登録を取り消した。

記

1 被処分事業者

(1) 事業者名 群馬ホームガス有限公司（代表取締役 中野 里美）

(2) 所在地 群馬県渋川市中郷1427番地の2

(3) 登録年月日 平成14年5月31日

(4) 登録番号 10A1040

2 処分年月日 平成29年1月10日

3 取消年月日 平成29年2月10日

4 注意事項

(1) 上記事業者は、取消年月日以降は液化石油ガスの販売ができませんので、当該事業者と契約している消費者の方は速やかに販売事業者の変更を行って下さい。

(2) 取消年月日までに販売事業者の変更を行わない場合は、ガス切れが発生する可能性があります。

また、販売事業者による緊急時対応が行われなくなります。

このページについてのお問い合わせ

総務部消防保安課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話 027-226-2247

FAX 027-221-0158

E-mail hoanka@pref.gunma.lg.jp